

議第一号

政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例及び栃木県議会情報公開条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び栃木県議会会議規則第十五条の規定により提出します。

平成十九年六月八日

提出者 栃木県議会議員 青木 務

栃木県議会議長 石坂真一様

栃木県条例第 号

政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例及び栃木県議会情報公開条例の一部を改正する条例

(政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第一条 政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例(平成七年栃木県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
花塚隆志	佐藤栄	山口恒夫	若林和雄	一木弘司	五十嵐清	小林幹夫	中川幹雄	野村壽彦	増渕賢一

第二条第一項第四号中「貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改める。

（栃木県議会情報公開条例の一部改正）

第二条 栃木県議会情報公開条例（平成十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号ハ中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例第二条の規定の適用については、この条例の施行前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。